

# さいたま市ファミリーバドミントン協会規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、さいたま市ファミリーバドミントン協会（以下『本協会』という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本協会の事務所は、会長の定めるところに置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 本協会は、ファミリーバドミントンの普及振興を図り、心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ファミリーバドミントンの普及
- (2) ファミリーバドミントンの審判員の養成及び審判資格検定会の開催
- (3) その他本協会の目的達成に必要な行為

## 第3章 組 織

### (種 別)

第5条 本協会の会員は、さいたま市内の活動に本拠を置く団体とさいたま市内在住又は在勤の個人であることを要する。

- (1) 加盟団体 本会の目的に賛同して、加盟した団体
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して、加盟した個人

### (加 盟)

第6条 本協会に加盟しようとする団体・個人は加盟申請書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。団体の申込みには、所属会員名簿の添付を要する。

### (会 費)

第7条 加盟団体・個人会員は、加盟時登録料及び毎年度会費を納入しなければならない。

- 2 金額、納入に関する事項は、理事会において別途定める。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 加盟団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、会長が除名することができる。

- (1) 本協会の規約に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を著しく傷つけたとき
- (3) 本協会の目的に反する行為をしたとき

#### 第4章 会 計

(経 費)

第11条 本協会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 事業による収入
- (3) 協賛金等その他の収入

(会計年度)

第12条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

#### 第5章 役 員

(役 員)

第13条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 14条2項の定めによる
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

#### (役員を選任)

- 第14条 前条の役員については、総会の承認を要する。
- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から選出する。
  - 3 理事総数 加盟各団体総会時の会員数10名につき1名を原則とする。
    - (1) 各加盟団体に1人
    - (2) 理事定数から前号の理事数控除後の配分、会員数に比例を原則とし前号の理事による調整
  - 4 会長及び副会長に選出された理事が所属する加盟団体は、理事を補充することができる。
  - 5 会計は、会員の中から会長が推薦した者とする。
  - 6 監事は、会員の中から会長が推薦した者とする。

#### (役員職務)

- 第15条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事は、会務を処理する。
  - 4 会計は、本協会の会計を処理する。
  - 5 監事は、事業及び会計を監査し、総会にその報告をする。

#### (役員任期)

- 第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充または増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が選任されるまではその職務を行うものとする。

## 第6章 会 議

#### (会 議)

- 第17条 本協会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会
  - (2) 理事会

#### (総 会)

- 第18条 総会は本協会の最高議決機関であり、年1回開催する。
- 2 総会は、会長、副会長、理事及び会員の3分の2以上の出席をもって成立す

る。但し、出席できない理事及び会員が予め委任状を提出した場合は、出席したものと看做す。

- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は会長が招集する。
- 5 総会の議長は、議場において選出する。
- 6 前第4項に定めるほか、会長が必要と認めるとき、又は会員の2分の1以上から、会議に付すべき事項を示して総会開催の請求がなされたとき、会長は招集しなければならない。その議長は、出席者の互選により選出する。
- 7 総会は、次の各号について議決する。
  - (1) 事業報告及び収支決算
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 役員に関する事項
  - (4) その他の必要事項

#### (理事会)

第19条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 議長は、議場において選出する。
- 3 第1項に定めるもののほか、理事現在数の2分の1以上の理事が付議すべき事項を示して理事会開催を請求したときは、会長は招集しなければならない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 理事会は、次の各号について議決する。
  - (1) 総会に提出する議案
  - (2) 本協会の運営に関する事項

#### (委員会)

第20条 本協会の事業遂行に必要な事項を処理するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会について必要な事項は、理事会においてこれを定める。

### 第7章 規約改正 及び 細則

#### (規約改正)

第21条 この規約は、総会において3分の2以上の議決により、改正することができる。

(細 則)

第22条 この規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な細則は理事会において、これを定めることができる。

- 附則 1 この規約は、平成24年11月23日から施行する。  
2 この改正は、平成26年 5月11日より施行する。

(協会規約 細則)

- 1 諸会議等参加した場合においては、1回500円の旅費等手当を支給するものとする。
- 2 会計及び事務局については、年3,000円支給する。

この細則は、平成28年5月8日より施行する。